

2025(令和7)年6月21日(土) 生活経済学会第41回研究大会
SIP金融包摂・生活経済学会40周年記念シンポジウム
「長寿社会における資産管理～お金のケアと福祉の連携から考える～」

パネルディスカッション
「長寿社会と生活経済学—金融と福祉の連携を巡って」

横浜における 「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」 推進の取組から



あなたの権利と財産を守ります
成年後見制度を考えてみませんか

九都県市（埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）は認知症の人などの権利を擁護するために成年後見制度の利用を促進します。



ほら、
よこはまは
あったかい

多田 政孝（ただ まさたか）

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

横浜生活あんしんセンター担当課長

〔成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関
「よこはま成年後見推進センター」運営担当〕

社会福祉協議会基本要項2025の概要



社会福祉協議会の使命と住民主体の理念

- (1)社会福祉協議会の使命**
社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民主体の理念に基づき、住民や地域の関係者との協働により、「ともに生きる豊かな地域社会」を創造することを使命とする。
- (2)住民主体の理念**
社会福祉協議会のすべての活動・事業および組織経営は、住民主体の理念にもとづいて展開する。
住民主体の理念とは、①住民を中心に置くこと、②住民のニーズに基づくこと、③住民の主体形成と組織化を基礎とすること である。

社会福祉協議会の組織

- (1)社会福祉協議会の構成**
社会福祉協議会は、住民（組織）と地域の関係者によって構成される。
- (2)社会福祉協議会の組織特性**
- ①住民や地域の関係者による協議体組織
 - ②地域福祉を創造する運動体組織
 - ③地域の実情に応じた活動・事業を企画・実施する事業体組織
 - ④公共性と公益性を有する民間非営利組織
 - ⑤市区町村、都道府県・指定都市、全国に設置されている全国ネットワーク組織

社会福祉協議会の活動原則

- ①住民ニーズ基本の原則 ②住民活動基盤の原則
- ③個別支援と地域づくりの一体的展開の原則
- ④民間性の原則 ⑤連携・協働の原則 ⑥専門性の原則

社会福祉協議会の機能

- ①住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進
 - ②組織化、連絡調整
 - ③福祉活動・事業の企画・実施、支援
 - ④相談支援(*)
 - ⑤権利擁護(*)
 - ⑥調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施
 - ⑦福祉教育の推進
 - ⑧地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進(*)
 - ⑨災害時等の支援(*)
 - ⑩地域福祉の財源確保および助成の実施 (*)
- (*) …新項目

※都道府県・指定都市社協の機能は、上記に加え、「市区町村社協の支援と協働」を位置付けている

横浜市社協がとりくむ地域づくり

詳しくは本会ウェブサイトで（下の文字をクリック）

[横浜市社協がとりくむ地域づくり - 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会](#)

【基本的な考え方】

**個別課題の解決を進めながら、
地域づくりへつなげていくこと**

生きづらさを感じ、社会的に孤立している人を、地域住民と共に支える地域づくりを進めています。

実践事例集

「個別支援と地域支援の融合」

身近な地域のつながり・ささえあい活動推進の取組



このほか、生活支援コーディネーター活動事例集も掲載しています。

【はじめに】社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンターのあゆみ

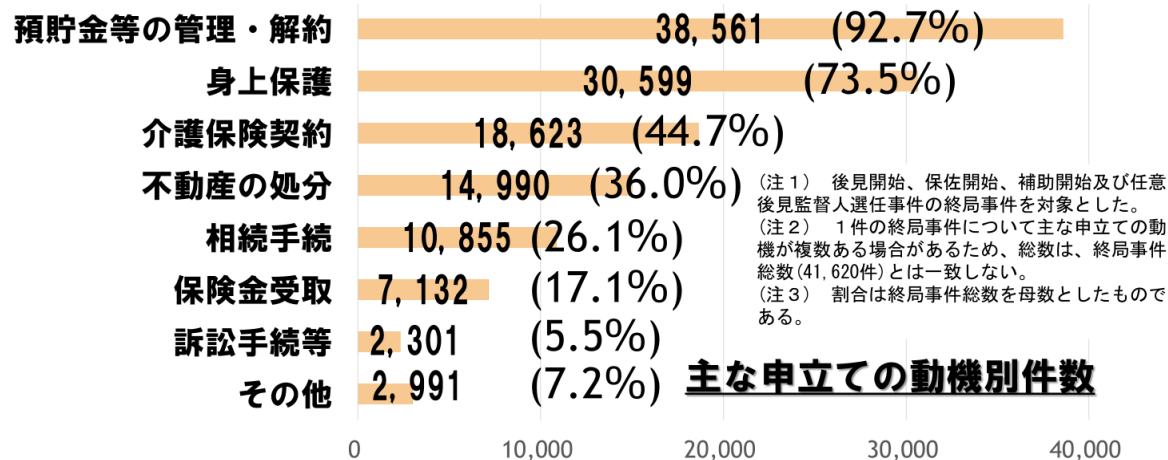
1996(平成08)年 01月	横浜市高齢者・障害者の権利擁護に関する検討委員会 設置 後見的支援機関「 横浜生活あんしんセンター 」創設の提言	
1998(平成10)年 10月	「 横浜生活あんしんセンター 」設置開所 全国に先駆けて 権利擁護事業(現・日常生活自立支援事業) の取組開始	各事業の主な実績 [令和7年3月末現在]
2000(平成12)年 04月	新しい成年後見制度施行に合わせ 法人後見事業 を開始(法定後見・任意後見)	受任・契約件数(累計)172件 後見116,保佐32,補助6/任意18
2003(平成15)年 10月	18区社会福祉協議会で 権利擁護事業 を開始 (権利擁護の地域展開・指定都市社協が実施主体)	利用者数 1,131人 高齢(認知症・その他)514 知的136,精神342,身体他139
2012(平成24)年 04月	市民後見人養成・活動支援事業 を開始 先行3区(西・緑・青葉区)モデル実施	養成・修了者数 209人 市民後見バンク登録者 101人
2015(平成27)年 07月	市民後見人活動支援 の全市展開	受任件数(累計) 127件 受任中件数 53件
2020(令和02)年 04月	横浜市成年後見制度利用促進基本計画に基づく 中核機関 「 よこはま成年後見推進センター 」の受託・事業開始	相談(新規・継続)延べ 12,951件 候補者調整件数(累計) 95件

● 広報 市民向けリーフレットの配布

困りごとから相談につなげる

- 10,000部 [令和6年10月増刷]
- 市内金融機関や病院、福祉施設等 948か所に補充配布(随時)

【参考】最高裁判所統計 成年後見関係事件の概況[令和6年]



相談はお近くの相談支援機関でもお受けしています

区役所	電話番号	FAX番号
区名	高齢者支援担当	障害者支援担当
神奈川	411-1773	411-1847
西	320-8410	320-8417
中	224-8167	224-8165
東	341-1139	341-1141
南	847-8415	847-8459
東土ヶ谷	334-6328	334-6384
旭	954-6125	954-6128
磯子	750-2417	750-2416
金沢	788-7777	788-7849
港北	540-2327	540-2327
緑	930-2311	930-2433
青葉	978-2449	978-2453
都筑	948-2306	948-2316
戸塚	866-8439	866-8463
栄	894-8415	894-8068
京	800-2434	800-2485
横浜	367-5716	367-5715

●地域包括支援センター(地域ケアプラザ等)
高齢者やその家族のための相談支援機関です。
概ね中学校区に1か所あります。

●基幹相談支援センター
障害のある方やその家族のための相談支援機関です。
区ごとに1か所あります。
※上記の機関は横浜市のホームページから検索できます。

●区社会福祉協議会あんしんセンター
詳細は各区社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

よこはま成年後見推進センター

〒231-8482
横浜市中区新木町1丁目1番地
横浜市民健康福祉総合センター 9階
社会福祉法人 横浜市民社会福祉協議会
横浜生活あんしんセンター内

相談専用電話
☎ 045-201-2088
FAX 045-201-9116
E-mail: ansin-c@yokohamashakyo.jp

開所日時:月～金曜日 午前9時～午後5時
(土・日曜日、祝日、年末年始はお休み)



■JR「新木町駅」徒歩2分
■市営地下鉄「新木町駅」徒歩2分
※当センターは横浜市の委託を受け、横浜市民社会福祉協議会が運営しています。

よこはま成年後見
推進センター

こんな困りごとはありませんか?

- サービスの契約手続きが一人ではできない
- 訪問販売や悪質商法の被害にあっている
- 自分が亡くなった後、障害のある子どものことが心配
- 成年後見制度の申立て手続きがわからない

ご相談に応じます
○成年後見制度に関する相談をお受けします
○適切な相談窓口をご紹介します

あなたの困りごととはどんなことですか?



1 悪質業者からの電話があり、だまされそうになった。
一人暮らしではなく、グループホームに入所した方がよいのか自分では判断できない。

成年後見制度を使うと

後見人が相談にのってくれた。たとえ、だまされて契約してしまっても、後見人がその契約を取り消してくれる。サポートを受けながらできる限り自分の家で生活を続け、将来に備えグループホームを見学することにした。



2 お金の計算や管理が苦手で、高いものを買ったり、役所や銀行などの手続きを行う時は、母親に任せていた。
ある日、母親が病気で倒れてしまった。

成年後見制度を使うと

保佐人が、私の代わりに銀行で手続きしてくれた。これからの生活は保佐人がサポートしてくれるので安心だ。



3 将来、自分が認知症になったときには誰が支えてくれるのか不安だ。

成年後見制度を使うと

近くに住む姪が任意後見人になってくれた。いざという時には姪が私をサポートしてくれることになったので、心強い。

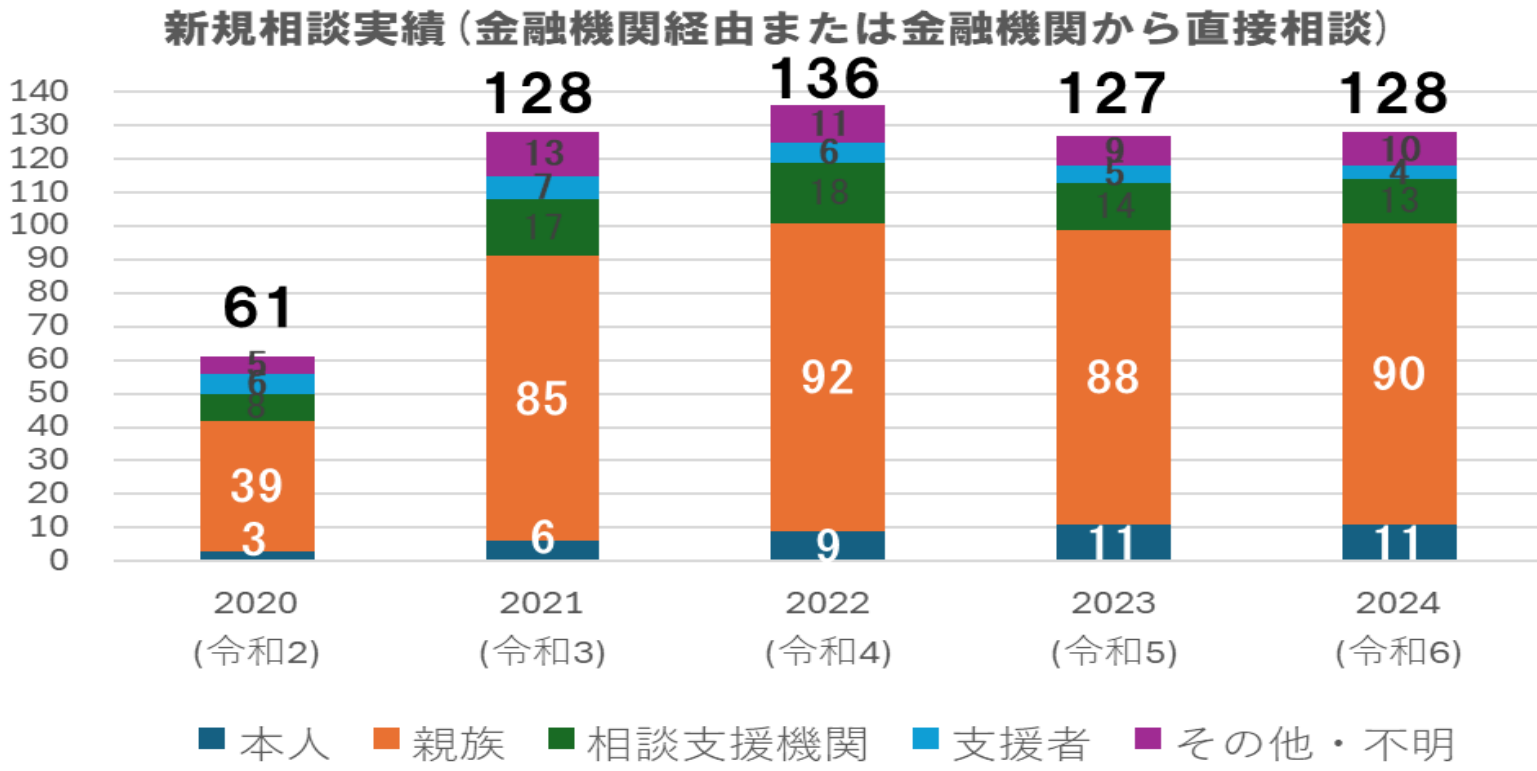
ご相談に応じます

- よこはま成年後見推進センターでは、成年後見制度を利用するための手続きや、成年後見人等に関する相談に応じます。
- 制度案内のパンフレットや申立書の様式は、お近くの相談支援機関でもお渡しできます。申立てに関する継続した支援が必要な場合は、お近くの相談支援機関と連携して対応します。

5

● 相談 金融機関を介した相談対応

【参考】よこはま成年後見推進センター新規相談実績から抽出



年度	2020	2021	2022	2023	2024
新規相談計	725	1,109	1,237	1,356	1,232
金融機関経由等	61(8%)	128(12%)	136(11%)	127(9%)	128(10%)

よこはま成年後見推進センター

〒231-8482
横浜市中区桜木町1丁目1番地
横浜市健康福祉総合センター 9階
社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
横浜生活あんしんセンター内

相談専用電話
☎ 045-201-2088
FAX 045-201-9116
E-mail: ansin-c@yokohamashakyo.jp

開所日時: 月～金曜日 午前9時～午後5時
(土・日曜日、祝日、年末年始はお休み)

案内図

■ JR「桜木町駅」徒歩2分
■ 市営地下鉄「桜木町駅」徒歩2分

*当センターは横浜市からの委託を受け、横浜市社会福祉協議会が運営しています。

2024.11.版

よこはま成年後見推進センター

こんな困りごとはありませんか？

- サービスの契約手続きが一人ではできない
- 訪問販売や悪質商法の被害にあっている
- 自分が亡くなった後、障害のある子どものことが心配
- 成年後見制度の申立て手続きがわからない

ご相談に応じます

- 成年後見制度に関する相談をお受けします
- 適切な相談窓口をご紹介します

金融機関の窓口で課題がある顧客に成年後見制度の利用を勧め、中核機関を紹介する流れが定着

6

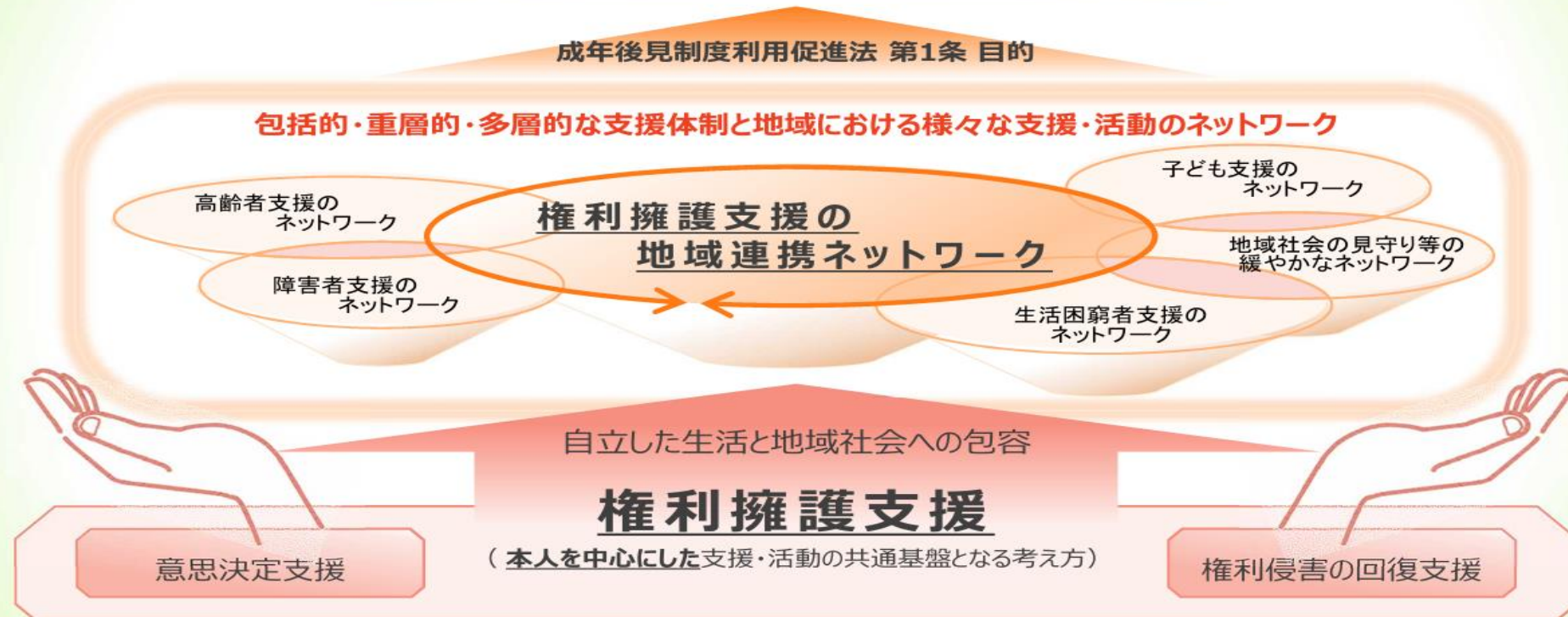
【参考】厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画」

～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～ から抜粋

第二期成年後見制度利用促進基本計画における 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現



成年後見制度利用促進にかかる主な取組(概要)

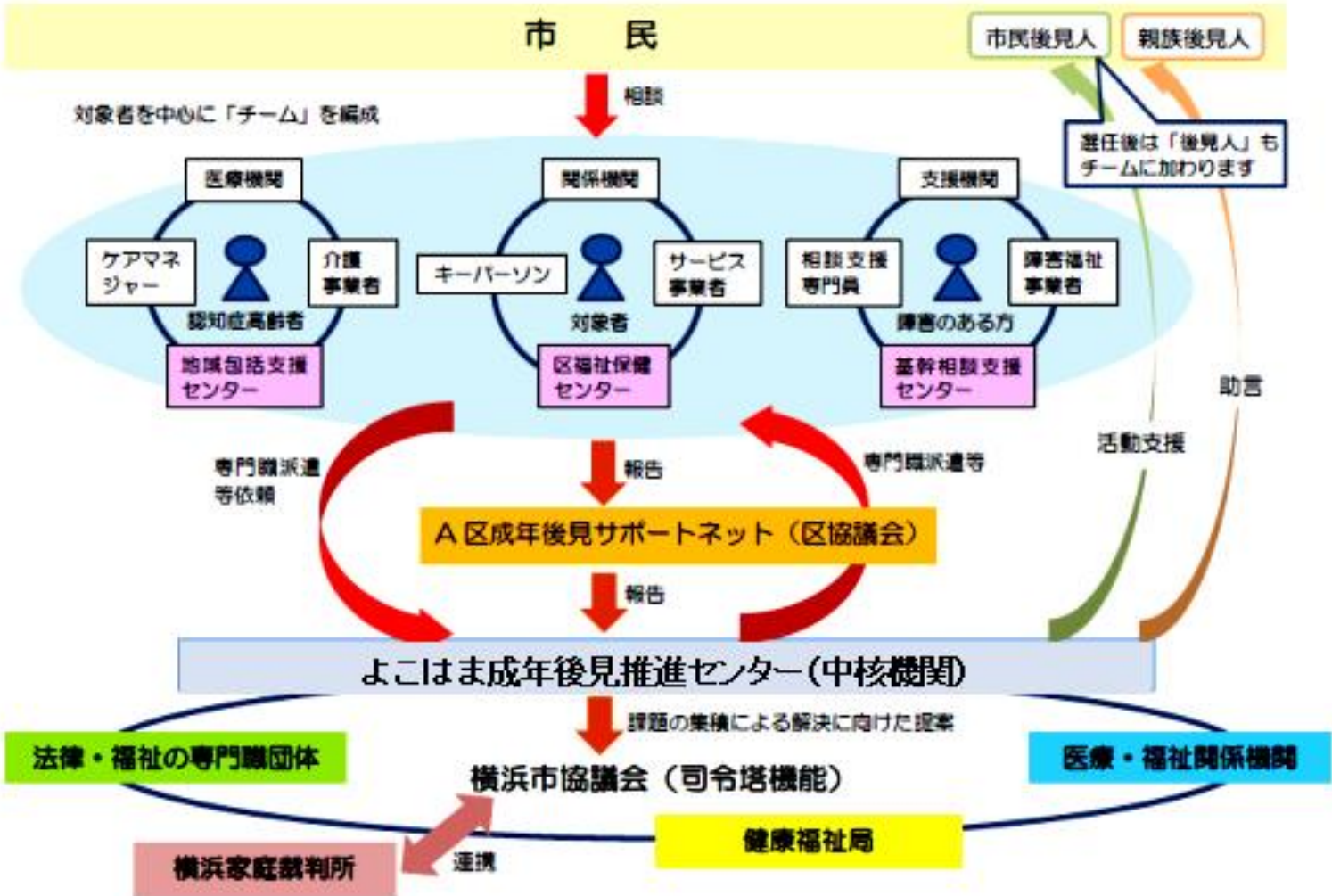
チーム支援と協議会の構成図

■本人を支える「チーム」

本人を中心にチームを編成
選任後は後見人もチームに加わる

■チームを支える「協議会」

区域：区成年後見サポートネット
(専門職会議・全体会・市民後見)
市域：市成年後見サポートネット
(市協議会・テーマ別部会)



成年後見制度利用促進にかかる主な取組(概要)

中核機関の役割(相談支援機関の後方支援)

チーム編成の中心を担う相談支援機関に、本人や家族、身近な支援者からニーズがあがり、権利擁護支援の検討(アセスメント)、チームづくりを実施

よこはま成年後見推進センターは相談支援機関のバックアップの役割を担い、チームへの専門職派遣 や 申立書の書き方支援、候補者調整会議等を調整

本人・身近な支援者

家族・ケアマネジャー・
計画相談・病院・施設等

相談支援機関(市内201か所)

区役所福祉保健センター 18か所
地域包括支援センター 147か所
基幹相談支援センター 18か所
区社協あんしんセンター 18か所

よこはま成年後見
推進センター

(中核機関)

成年後見制度の相談・不正防止の苦情等については直接問合せも

成年後見制度利用促進にかかる主な取組(概要)

進行管理表・重大な課題のチェック

進行管理表・入力項目 [ステップ1]

「重大な課題の有無」欄に☑

- ☑法的課題(債務整理、相続未対応、消費者被害、虐待等)
- ☑身上保護の課題(福祉サービス利用や施設入所できない等)
- ☑財産管理の課題(浪費、滞納、財産活用、金銭搾取等)

⇒ 解決に向けたモニタリング実施、チーム会議での協議・

専門職派遣等助言事業の利用 [ステップ2]

成年後見制度利用促進にかかる主な取組(概要)

相談対応・進行管理表の活用

記入例【見本】

権利擁護・成年後見制度に関する相談 進行管理表(呼称:こうけんかんりひょう) 令和3年度4月版 【参考】令和2年度からの変更箇所等 (様式2)

区名: 機関名:

ステップ 1															ステップ 2										ステップ 3					ステップ4 「継続」 案件を毎月モニタリング												
通し 番号	包括 エリア 名	機関毎管理番号 R(令和)ー〇		受理日 (千入力)	担当者 名 (千入力)	地区名 (選択)	本人の状況					相談者		成年後見制度の説明・ 必要な情報の提供			重大な 課題	内訳(重複可)				チーム 会議	専門職 助言 事業	法定後 見の必 要性	ステップ 1・2で 終了	申立支援		後見人等選任結果					後見人等 チーム 会議	入力 必須	モニタリング 終了	備考						
		受付 機関名	管理 番号				氏名 ※提出時 は空欄	性別	年齢 (相談日 時点)	種別 (選択)	詳細 (主たる もの選 択)	世帯 状況 (選択)	種別 (選択)	連絡・ 機関名等 (千入力)	パンフ	申立書		候補者	有○/ 無×/ 未定△	法的 課題	身上 保護					財産 管理	実施 ○	派遣○/ 虐待非 課士△	有○/ 無×	申立人 (選択)	申立日 (千入力)	審判日 (千入力)					類型 (選択)	種別 (選択)	実施日 (千入力)	継続/ 終了 (選択)	理由 (選択)	自由記入欄 (千入力)
例	〇〇	△△△	R2-1	R2.4.5	佐藤	■	佐藤	男	不明	高齢	認知症軽	不明	家族(別居)	長男	○	○		×								R2.4.5								終了	重大な課題無し							
例	〇〇	△△△	R2-2	R2.5.15	佐藤	◇◇	山田花子	女	80	高齢	認知症軽	単身	民生委員	〇〇地区				○			○	○	○			継続	調整中							継続								
例	障害	□□□	R2-1	R2.5.10	鈴木	◇◇	青木太郎	男	35	障害	精神	単身	生活支援センター	〇〇生活支援センター	○			○			○	○	×		R2.6.20								終了	区あんしん契約								
例	障害	□□□	R2-2	R2.6.1	鈴木	■	伊藤正子	女	40	障害	知的	その他	計画相談(障害)	〇〇事業所				◎			○	○	○			区長	R2.8.5	R2.9.20	保護	社会福祉士	R2.10.15	終了	後見人等選任									
1																																										
2																																										
3																																										
4																																										
5																																										
6																																										
7																																										
8																																										
9																																										
10																																										
11																																										
12																																										
13																																										
14																																										
15																																										

【個別支援の進捗管理】

- 相談支援機関の定例カンファレンスで共有
- モニタリングツールとして使用

⇒ 支援方針が決まらないものは、専門職派遣や区協議会で専門職から助言を得る

区役所で受付した案件について、包括ごとの定例カンファレンスで共有するため、包括単位の抽出ができるように、「区名」欄をやめ、包括エリアを選択する欄に変更

■障害ケースは「障害」を選択
■高齢ケースは該当の包括エリアを選択
■その他・不明の場合は「不明他」を選択

地区名の入力により、区地福計画・地区別計画の策定等において、参考データとして活用が可能となります。

<活用例>
・地区別計画策定時の地区支援チームの会議
・計画推進会議
・包括単位の地域ケア会議

由の選択項目に該当するものが無場合は、この欄に記入します。
その他、必要に応じて自由記入欄として活用します(経過をメモする欄としても活用可能です)。

成年後見制度利用促進にかかる主な取組(概要)

区域の協議会機能による進行管理

区成年後見サポートネットの体制(令和2年度から)

会議名称	主な目的・ねらい	助言者	主な参加者	事務局
①専門職会議	・ チームの構成・継続に向けた支援 ・ 相談支援機関のモニタリング支援 ・ 専門職と相談支援機関の地域連携ネットワーク構築、区域の課題検討	・ 弁護士 ・ 司法書士 ・ 社会福祉士 ・ 行政書士 * 各団体から区担当を選出	・ 区役所高齢・障害支援課 ・ 区社協__日自専門員 等 * 一部の区で地域包括や基幹相談も参加	・ 区役所高齢・障害支援課 ・ 区社協__日自専門員 等 * 一部の区で地域包括や基幹相談も運営に参加 * 横浜市健康福祉局、横浜生活あんしんセンター職員はオブザーバーとして参加・助言
②全体会			[上記参加者のほか] ・ 地域包括支援センター ・ 基幹相談支援センター ・ 区生活支援課 等 * 一部の区でほか福祉関係者、法人後見団体等も参加	
③市民後見サポートネット	・ 市民後見人バンク登録者の活動支援及び監督的機能の一部 ・ 専門職・相談支援機関と市民後見人の地域連携ネットワーク構築		[上記参加者のほか] ・ 市民後見人バンク登録者(近隣3区でブロックを構成)	

令和2年10月から、市内の相談支援機関(201か所)で
権利擁護・成年後見制度に関する相談対応(全件)を集計
⇒ 相談対応の見える化・停滞解消

成年後見制度利用促進にかかる主な取組(概要)

区域の協議会(全体会)にかかる取組事例

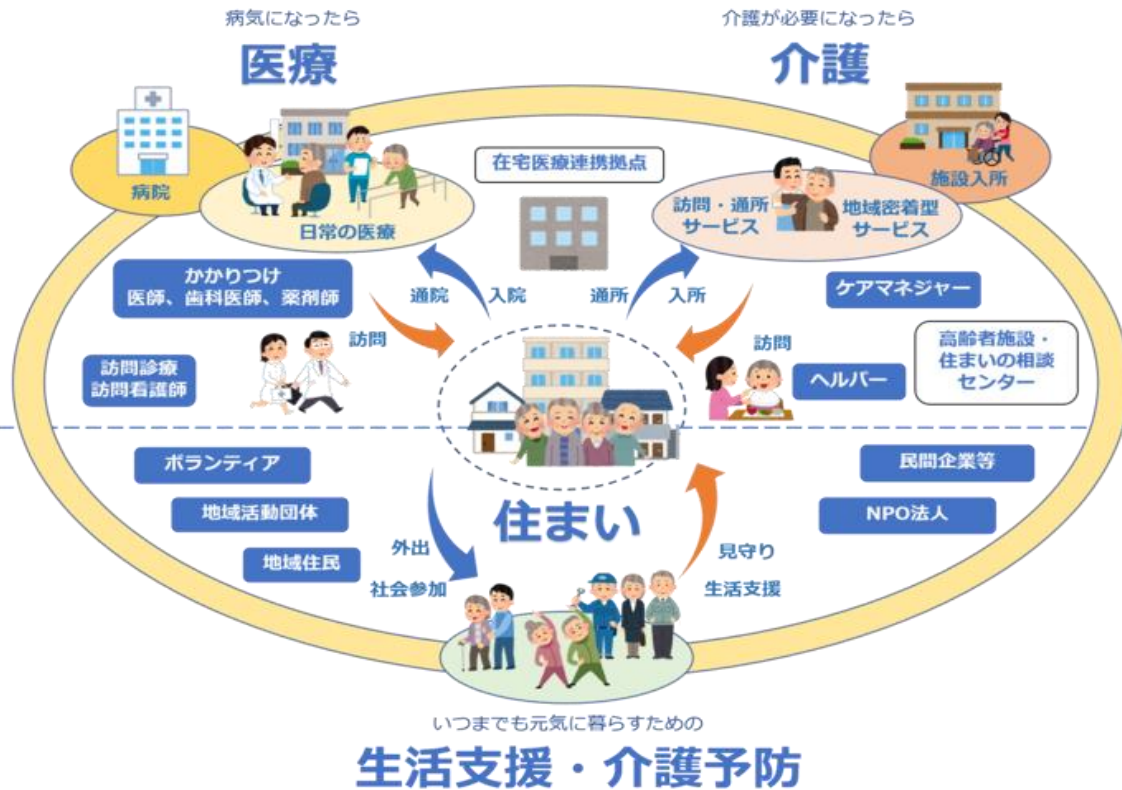
	テーマに応じたゲスト	毎回参加の構成員等
出席関係機関	区役所 生活支援課(ケースワーカー) 金融機関 区内の支店管理者 4名 後見人等 法人後見団体(NPO) 2名	助言者 弁護士 司法書士 社会福祉士 行政書士 区役所 高齢・障害支援課(高齢担当・障害担当) 地域ケアプラザ 地域包括支援センター(社会福祉士) 基幹相談支援センター 相談員 区社協 事務局長 日常生活自立支援事業専門員 【オブザーバ】成年後見制度利用促進・中核機関
主な内容	【金融機関の実践報告・意見交換】 ➤ ある支店で、対応に困った顧客に対し、地域包括支援センターに顧客本人が相談できるようつなぎ、成年後見制度の利用に至った案件。就任した後見人等(法人後見団体)による支援状況も報告。 ➤ 上記の案件をきっかけに地域包括支援センターへの情報連携マニュアルを作成 → 他の支店にも共有 ➤ マニュアルを整備したものの、実際にはどこまで情報共有してよいか悩んでいる ☆上記の報告をもとに、地域包括支援センターほか、福祉関係機関との連携について意見交換 ➤ 相談支援機関等福祉支援者、助言者から 金融機関の見守り、早期発見の力は大きいことを再認識 区地域包括支援センター連絡会で相談につながる成年後見リーフレットを製作 → 配布先のひとつとして、金融機関窓口で対応できることにつながる。	

地域の助け合い + 専門職のサービス = いつまでも自分らしい暮らしを続ける

横浜型地域包括ケアの推進

横浜市ウェブサイトから抜粋

横浜市では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、**地域ケアプラザ（地域包括支援センター）を中心とした日常生活圏域単位**で、地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。



“地域ケアプラザ”とは？

地域ケアプラザは、高齢者、子ども、障害のある人など誰もが地域で安心して暮らせるよう、身近な福祉・保健の拠点としてさまざまな取組を行っている、横浜市独自の施設です。



1991(平成3)年から、概ね中学校区を目安に設置を進めてきました。

〔現在市内に146館設置〕

民設(社会福祉法人) 9か所
公設(指定管理) 137か所¹⁵

開館	年末年始・施設点検日以外毎日
	日曜・祝日 9－17時
	月～土曜 9－21時
	(相談は18時まで)

地域ケアプラザ事業(介護保険事業を除く)と重層的支援体制整備にかかる事業の比較[多田まとめ]

地域ケアプラザの主な事業

〔横浜市「地域ケアプラザ紹介」ページ抜粋に加筆〕

福祉・保健の行事・催しの開催

地域活動交流事業(地域活動交流コーディネーター配置)

・地域の皆さんの福祉・保健の活動や交流の場として利用のほか、ボランティア活動の相談も受付。

福祉・保健に関する相談や支援

地域包括支援センター事業

(主任ケアマネジャー・保健師等・社会福祉士など配置)

・福祉保健の専門員が無料で相談受付。訪問相談も。高齢者に関わる相談は地域包括支援センターで受付。

生活支援体制整備事業

(第2層生活支援コーディネーター配置)

・高齢者一人ひとりができることを大切にしながら、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる体制づくりを地域の方と一緒に実施

上記のほか、地域福祉保健計画(区・地区)策定・推進の支援チームの一員として活動。

介護保険事業(居宅介護支援や通所介護)の実施する施設もあり。

重層的支援体制整備における各事業

〔厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」抜粋〕

包括的相談支援事業

- ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ・支援機関のネットワークで対応する
- ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

参加支援事業

- ・社会とのつながりを作るための支援を行う
- ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
- ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

地域づくり事業

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ・支援が届いていない人に支援を届ける
- ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける
- ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

多機関協働事業

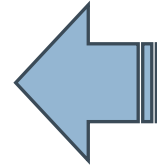
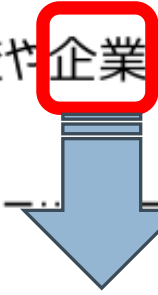
- ・市町村全体で包括的な相談体制を構築する
- ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
- ・支援関係機関の役割分担を図る

地域ケアプラザにおける 多職種連携

例3は「地域ケアプラザ業務連携指針【第3次改定版】」
(横浜市健康福祉局・横浜市社会福祉協議会)から抜粋

例3 (図の矢印→ ⑦)

総合相談の分析から認知症支援に力を入れる必要があると感じた包括職員が、地域活動交流 Co と生活支援 Co に相談し、認知症キャラバンメイトとともに地域のサロンや学校や企業に向けて、認知症の理解を進めるための講座を開催しました。



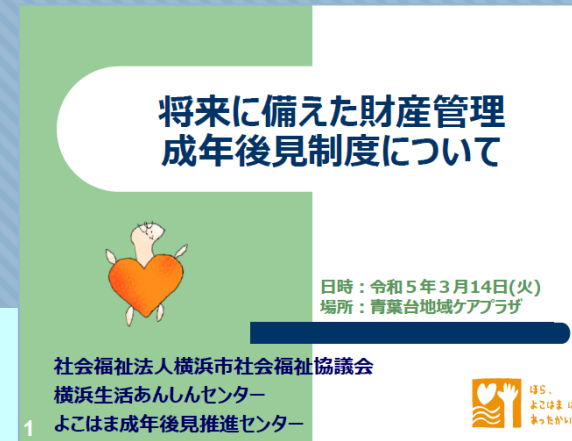
区内金融機関(9店舗)の行員向けに、地域ケアプラザ(13館)が協力し、認知症サポーター養成講座を開催

…適切な対応方法を理解

- 日常の窓口業務で、認知症の疑い等対応に課題がある顧客に対し、地域包括支援センターへの相談を勧奨
- 定期的な金融機関窓口での出張相談対応 など
- … ふだんの関係構築につながる

地域ケアプラザと金融機関、 中核機関の連携事例

「将来に備えた財産管理」講習会の企画実施



主催・会場

市内地域ケアプラザ(青葉区)
[地域包括支援センター]

協力・同席

区役所高齢・障害支援課、
区社会福祉協議会、中核機関、
基幹相談支援センター、
金融機関エリア内支店(1か所)

参加者

エリア内近隣住民17名

第一部 中核機関による講義

将来に備えた財産管理
法定後見・任意後見の基礎的理解

第二部 金融機関による講義

認知症問題を考える
～判断能力低下への事前準備～

***権利擁護支援の地域連携ネット
ワークにおける金融機関の役割
などを紹介**

ご清聴ありがとうございました。

取組に関する詳細は当センターにお問合せください。

なお、資料の提供に関しては相互に取組の共有を前提に、協議のうえ対応しておりますので、ご了承ください。



よこはま成年後見推進センター

開所 平日(9-17時)

[土日祝日・年末年始は休み]

電話 (045)201-2088

E-mail ansin-c@yokohamashakyo.jp

アクセス JR・地下鉄「桜木町」駅

徒歩2分